

也、陰陽師人形を奉る、主上御いきをかけ、御身をなで、返し給へば、殿上の侍臣、この所々の河原にむかふ、かへりまゐれば、主上御撫物をめすまねせらる、その外さしたる事なし、後冷泉院の御時は、隔月に靈所七瀬の御祓をおこなはる、その所々は、耳敏川、河合、東瀧、松崎、石影、西瀧、大井川など也。

〔吾妻鏡 二十六〕貞應三年元仁六月六日、炎旱涉旬、仍今日爲祈、兩被行靈所七瀬御祓、由比濱國道朝臣、金洗澤池知輔朝臣、固瀬河親職、六連忠業、柚河泰貞、杜戸有道、江嶋龍穴信賢、此御祓關東今度始也。

〔吾妻鏡 三十一〕嘉禎二年八月五日己丑、匠作武州被參於新造評定所、有評議始、其衆皆參、但出羽前司家長依、所勞不參、先被定之、御勤仕之輩云云、仍有御祈始、曆博士定昌奉仕河臨祓、御移徙之後、三箇日被始御祈之條、先例不覺悟之由、内々雖有傾申之族、無御許容、

○按ズルニ、七瀬祓、河臨祓等ノ如キ、此他尙ホ陰陽師ノ修スルモノ甚ダ多シ、神祇部雜祭篇及ビ祓禊篇等ニモ散見セレバ、宜シク參看スベシ、

呪禁

〔伊呂波字類抄止人事〕呪咀トコフ 〔同人能事〕詛呪ノ、

〔尙書註疏十六無逸〕民否則厥心違怨、否則厥口詛祝、傳、以君變亂正法、故民否則其心違怨、否則其口詛祝、言皆患其上、詛、側助反、疏、謂之祝、請神加殃、謂之詛、

〔源氏物語七紅葉の賀〕二月の十日あまりの程に、おとこみこ生れ給ぬれば、名殘なく、内にも宮人もよろこび聞え給、命ながくもおもほすは、心うけれど、弘徽殿などの、うけはしげにの給ふとき、きしをむなしくき、なし給はましかば、人わらはれにやと覺しつよりてなん、やうくすこしづ、さはやい給ひける、

〔河海抄四紅葉賀〕うけはしげにのたまふ 呪咀